

# 特許権を 取得するには？

## 特許とは？

私たちの生活は、冷蔵庫、自動車、パソコンなどたくさんの特許品によって支えられています。これらの技術は時代と共に累積進歩し、次々と新しい発明が生まれ続けていますが、これらの発明を保護するのが「特許」です。

特許を取得するためには、まず所定の書類を準備して特許庁に「特許出願」する必要があります。そして「審査請求」と呼ばれる手続きを行うと、「特許要件」（詳しくは後述）を満たすか（特許たる発明か否か）審査が始まります。この審査に合格した場合（登録査定）といいますが、3年分の登録料を支払うことによつて「特許権」が発生します。そして以後、毎年特許料を納めることによつて、出願日から20年間有効に存続させることができます。

## 特許を取得するメリット

特許権は独占排他権であるため、特許権者だけがその発明を実施することができ、第三者の無断使用を排除することができます。そして仮に無断使用された場合は、差止請求や損害賠償請求等が可能です。

また、他人にその発明を実施する許諾を与えた場合には、ロイヤリティ収入を得ることもでき、さらには特許権を担保に融資を得ることも可能になります。

そして、特許発明が適正に保護・利用されることにより、延いては特許法の究極目的である産業の発達に貢献す

ることが出来ます。

## 特許になる発明

すべての発明が特許を取得できるわけではなく、「特許要件」とよばれる幾つかの条件を満たす必要があります（図参照）。ここでは産業上利用可能であること、新規性・進歩性があることを取り上げて説明します。

### ① 産業上の利用可能性

その発明が「一般産業として実施できること」が必要です。例えば、「地球を特殊な膜で覆つて有害な紫外線を遮断する方法」のように、明らかに実現不可能な発明や、「人間の手術方法」など、人道的理由により広く一般に開放すべき発明などは特許を受けることができません。

### ② 新規性

「新規性」とは「客観的にその発明が新しいこと」を意味します。つまり、既に公然と知られたり、実施されたり、刊行物やインターネットなどに掲載されることにより世の中に公開された発明は、特許を受けることはできません。時折、「売れ行きが良いので特許出願をしたい」とおっしゃる方もいますが、その場合、販売によりその発明は新規性を失っているため、もはや特許を取得することはできません。製品販売前に特許出願を完了するようご注意ください。

### ③ 進歩性

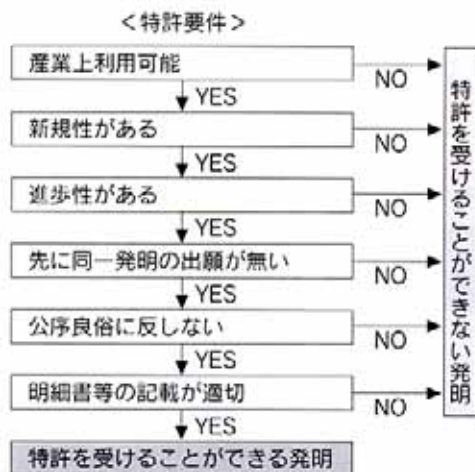
「進歩性」とは、「その道の専門家が一般的な技術水準から簡単に考えつくことのできないこと」を意味します。つまり、多少の設計変更にすぎない発

明や、既存の技術を単純に組み合わせた発明などは進歩性がない、と判断され、特許を受けることはできません。したがって、実際に販売されていない発明は、特許を受けることはできないのです。

## 特許になるのは約3割

特許出願された発明のうち、審査の結果、特許要件をすべて満たし、最終的に特許権として登録できるのは約3割で、特許になるのも狭き門です。

しかし、特許出願すべきか否かで悩んでいるうちに出願の時期を逸し、他人に出願を先駆けられたり、あるいは新規性を失ってしまう可能性もありますので、発明をされたら、まずは特許出願の価値があるか、お近くの弁理士にご相談されることをお勧め致します。



羽鳥国際特許商標事務所  
弁理士 中村希望

●前橋商工会議所では無料発明相談を毎月第1・3水曜日の午後で開催しております。当事業所の所長弁理士と私が交互に担当しておりますので、お気軽にご相談ください。